

# ハイ！消費生活相談員です



大学生の最新就活事情～就活トラブルに遭わないために～(2026年4月号)



消費生活センターなどには、就職活動中の学生の不安につけ込み、高額な就活セミナーなどに勧誘し、契約させるトラブルに関する相談が寄せられています。

## 【事例1】

大学2年生になり、将来を見据えて行動を起こそうと、SNSで就活について検索した。「就職を優位にする方法」という特別イベントを見つけた。10人限定となっていたので早速参加しようとして申し込んだ。ウェブ上で説明を聞き、就活サポート契約をしたが、役立つ内容ではなく高額なので解約したい。

## 【事例2】

就活を始めるため、希望先である大手優良企業に就職できる方法を教えてくれるサイトを検索していた。あるサイトに興味を持ち、ウェブ上で説明を聞いて契約。2回受講した後「あなたに適した特別講座がある」と勧められ、高額だったが了承した。受講したが一般的な話しか聞けず、高額な代金に見合わないので解約したい。

## 【トラブルに遭わないために】

SNS 広告や SNS を通じたダイレクトメールがきっかけとなってトラブルに遭うケースが目立ちます。特に友人たちが就職活動を始めたり、内定をもらい始めると不安や焦りが出てしまうと思いますが、万が一、事業者から「今決めないとダメだ」と不安にさせられたりした場合は、きっぱり断りましょう。その場ですぐには決めず、大学のキャリアセンターなどに相談しつつ、本当に自分に必要な契約かを見極め、慎重に判断しましょう。

(国民生活センター特集記事一部参照)

消費生活に関するご相談は  
草津市消費生活センターまで！

☎077-561-2353 (直通)

または消費者ホットライン ☎188

(※最寄りの相談窓口につながります)